令和８年７月１日発行　まつもとほうじん　毎月１回１日発行　第 618 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和８年
（2026年）
7月号
第618号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



穂高交流学習センター「みらい」

穂高交流学習センター「みらい」（安曇野市）

安曇野市穂高地区にございます穂高交流学習センター「みらい」は、2009年（平成21年）に開館した、安曇野市の文化と学び、そして市民交流を支える複合施設です。本施設は、全市的図書館システムの中核的機能を有する「中央図書館」をベースに、郷土の歴史や多様な表現に触れられる「展示ギャラリー」、本格的な音楽コンサートや講演会等に利用できる「多目的交流ホール」等が併設されており、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民の“知りたい・学びたい・調べたい”という意欲を支える空間として親しまれています。

また、安曇野市内には、明科子どもと大人の交流学習施設「ひまわり」、三郷交流学習センター「ゆりのき」、豊科交流学習センター「きぼう」という三つの魅力的な交流学習施設もあり、「みらい」を含めたこれら四つの施設は、それぞれの地域で学習活動や文化活動、コミュニティ形成を支え、人と人、人と地域を結び、新たな知識や文化との出会いを創出する施設として安曇野市の文化的な営みを未来へと繋ぎ続けています。

（菅野和光編集委員）

確認印

みんなで回覧しましょう。									
社長							経理担当		

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
松本博労町ビル５階

第14回通常総会のご報告

５月 25日㈪、ホテルブエナビスタにおいて第14回通常総会を開催しました。
当日は予定されていた議事も滞りなく進み、提案された審議事項も無事承認いただきました。また、総会に併せて優良経理担当者表彰が執り行われるとともに、国際ジャーナリストの山田敏弘氏による記念講演会を開催いたしました。



挨拶をする滝澤会長

表彰受賞者（敬称略：順不同）

優良経理担当者表彰受賞者

長年にわたり企業で経理・税務部門でご活躍されている従業員の方々を、勤続年数に応じて表彰させていただきました。受賞された皆様、誠におめでとうございます。

Ａ区分（勤続５年以上）
上　水　梨　帆　　キッセイ薬品工業㈱
Ｂ区分（勤続10年以上）
廣　島　明日佳　　㈱滝澤工務店
川　島　達　也　　キッセイ薬品工業㈱
Ｃ区分（勤続20年以上）
伊　藤　知　枝　　キッセイ商事㈱
金　森　雪　恵　　サンニクス㈱
和　田　孝　子　　㈱内山建築
西　山　千　鶴　　キッセイ薬品工業㈱
飯　嶋　裕美子　　キッセイコムテック㈱
遠　藤　太　志　　松本ガス㈱

役員変更（敬称略）

次の通り役員変更がございました。
【新任】
常任理事　北　山　良　一(八十二長野銀行松本営業部)

記念講演会開催報告

国際ジャーナリスト

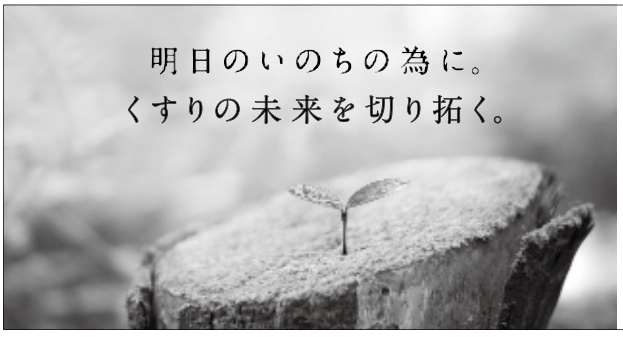
講師：山田　敏弘　氏

通常総会終了後に開催されました記念講演会では、国際ジャーナリストの山田敏弘氏を講師にお迎えし「日本に忍び寄るスパイ！ 日本は準備ができているのか」というテーマでお話を伺いました。

世界各地で分断と対立が進み、混迷深まる国際状況下において、日本でも政府機関や民間企業を標的とした海外諜報機関による活動が活発に行われているという状況について解説をしていただくとともに、日本がこれからどうしていくべきか、先生のお考えをわかりやすくお話いただきました。



どこでも申告・納税　イータックス (https://www.e-tax.nta.go.jp)



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。
KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

令和９年度 税制改正に関する提言

令和８年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、所得税の課税最低限を１７８万円まで特例的に先取りして引き上げた。「強い経済」の実現に向けた対応としては、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、賃上げ促進税制を中小企業に特化する形に見直すほか、少額減価償却資産の取得価額基準の引き上げなど、中小企業の後押しとなる改正も盛り込まれた。

このような状況のなか、当会の税制委員会では、本年２月から４月にかけ、「税に関するアンケート」を実施し、「現在の税制改正についての公平感」や「近年の税制改正で影響が大きいもの」「今後重点的に取り組むべき税制分野」などの回答を求めた。

その結果、現在の税制改正について、公平と感じる割合は 33%、公平でないと感じている割合は 45%となり、近年の税制改正で影響が大きいものとして「インボイス制度」「電子帳簿保存法」「賃上げ促進税制」がおよそ３割ずつを占めた。

また、今後重点的に取り組むべき税制分野については、「個人所得税のさらなる負担軽減」「インボイス制度や電子帳簿保存法に関する負担軽減措置」「設備投資・研究開発促進税制などの法人税の軽減措置の拡充」の順となった。

当会としては、税制について公平と感じる割合を増やすことが何よりも必要であることを指摘するとともに、近年、消費税の軽減税率制度及びインボイス制度や所得税の改正などにも共通している税の複雑化に歯止めをかけ、税の３原則とされる「公平・中立・簡素」に向けた税制の見直しを進めることを強く求める。

今後の我が国は、少子高齢化と人口減少に伴い、全国的に中小企業の人手不足が深刻化することになるが、政府には我が国の経済を支えている中小企業が生き残るために必要な支援措置を迅速かつ適切に講じ続けるとともに、財政規律の復活と合わせて地方経済・中小企業が持続的に活性化するような取り組みを求めたい。

松本法人会は、これらをふまえ、令和９年度税制改正に向けた各重点課題の実現を次のとおり提言する。

⑴　国税関係

ア．中小企業に対する法人税の軽減税率の特例(15%)を本則化し、適用所得金額（現行；800万円以下）を引き上げること。

イ．雇用拡大・賃金引上げを促進する税制を更に拡充すること。

ウ．事業承継税制は、健全な企業を存続させるという目的達成の観点で､更に見直しを進めること。特に、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設や相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める。

エ．保険金・死亡退職金の非課税限度額について、法定相続人一人あたり1,000万円に引上げること。

オ．消費税について、税率10%程度までは単一税率とし、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するよう再検討すること。

カ．所得税の課税最低限は社会保険の加入要件と整合性を図り、かつ、簡素な制度設計にすること。

キ．源泉所得税の「納期の特例」適用者以外についても、１月の納付期限は１月20日とすること。

⑵　地方税関係

ア．固定資産税の税負担軽減措置と抜本的見直しを図ること。特に、家屋の評価を経過年数に応じた評価方法に見直すことや免税点を大幅に引き上げることを求める。

イ．償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直すこと。

ウ．住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象にしているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、それゆえ、多くの納税者が認識していないことが問題である。この問題について地方税法で制限を設けるなど超過課税の解消に向けて検討を進めること。

⑶　その他について

ア．番号制度（個人番号）について、引き続き周知徹底を図るとともに、利用範囲のあり方については細心の注意を払いつつ検討すること。

イ．少子化対策として、引き続き子育てに配慮した税制上の支援を検討するほか、社会保障政策全般の取り組みを継続すること。

ウ．学校や社会全体で、国民の義務である納税の意識高揚のための教育を拡充すること。

（令和８年５月８日　　一般社団法人　松本法人会）



皆さん こんにちは♪

油っぽくないヘルシー中華　愛菜華
塩尻市広丘原新田
オーナーシェフ　荒川　孝則　氏

『美味しくて見た目も美しい“油っぽくない中華料理”をお楽しみください！』

ＪＲ広丘駅西口から徒歩５分にございます「油っぽくないヘルシー中華 愛菜華」。2013年にオープン以来大勢のお客様に支持される人気店です。印象的な「愛菜華」という店名には、“愛を込めて造る野菜を美味しく食べられる 創作中華料理”という想いが込められています。

オーナーシェフの荒川さんは塩尻市のご出身。元々精密部品関係の企業に勤められていましたが、「一生の仕事にするなら自分の好きなことを」と一念発起。市内中華料理店に就職し９年間の修行を経て独立をなされました。



荒川さんのこだわりは、油っぽくない中華料理。「調理の工夫や味付けに一手間を加えて、極力油が残らない料理、見た目がイタリア料理やフランス料理のような色鮮やかで美味しい料理を提供しています。中華料理は“油っぽいからちょっと…”という方にも、当店の料理はお喜びいただいています。ご家族やご友人とのお食事はもちろん、50名程の宴会にも対応できますので、お気軽にお問合せ下さい♪」とお話しくださいました。地元食材の使用も心掛けているそうで、荒川さんのご実家で収穫された野菜もふんだんに使用されているそうです。美味しくて見た目も美しい、油っぽくない中華料理。皆様是非ご賞味ください！

（廣田伸一編集委員）

頑張ってます!!



『お困りのこと、お気軽にお声がけください』

大同生命保険㈱松本支社
松本市本庄
宮本　陵太朗　氏

法人会の福利厚生制度受託企業として、保険制度や様々な経営支援サービスを会員企業の皆様に提供している大同生命保険㈱。今年４月の人事異動で松本支社第一営業課長に着任された宮本さんをご紹介いたします。前任地は東京本社お客さまバリュー開発部で、同社が提供する全国の経営者同士が声を掛け合うサイト「どうだい？」の運営を担当されていたそうです。松本支社では営業課長として中小企業の皆様の経営課題を幅広く解決したいといったお気持ちで日々業務に取組まれています。

新任地でお忙しい日々をお過ごしですが、趣味のキャンプなどでリフレッシュされているそうです。また、広い信州での勤務には自動車が必須ですが初めて電気自動車を購入しEVライフにハマっているとのこと。最後に会員企業の皆様にメッセージをお願いすると「福利厚生制度はもちろん、人材採用・育成、公的支援などお困りのことについてお気軽にお声がけください。皆様の企業を訪問させていただく推進員ともども引き続きよろしくお願いいたします。」とお話しくださいました。

（菅野和光編集委員）

労務レポート

「同一労働同一賃金ガイドライン等」が改正されます

社会保険労務士　上　嶋　　宏



2026年10月１日から、パートタイム・有期雇用労働法および同一労働同一賃金ガイドラインが大幅に改正され、正社員と非正規雇用労働者の待遇差に関する説明責任と均衡待遇の判断基準が一段と明確化されます。今回の改正は、制度施行から５年が経過し、企業の運用実態や裁判例で明らかになった課題を踏まえ、待遇差の根拠をより透明化し、労働者が納得できる説明を受けられる環境を整備することを目的としています。特に、企業が「説明できる制度運用」を行うことが強く求められる点が特徴です。

まず、雇い入れ時の労働条件明示事項として、新たに「待遇差の内容および理由について説明を求めることができる旨」の記載が義務化されます。これは、非正規労働者が自ら待遇差の理由を確認できる権利を明確化し、企業側に説明準備を促すものです。違反した場合には10万円以下の過料が科されるため、採用通知書や労働条件通知書の様式見直しが不可欠となります。採用段階から説明責任が強化されることで、企業は制度全体の整合性を事前に整理しておく必要が生じます。

次に、同一労働同一賃金ガイドラインでは、均衡待遇の判断に関する具体例が大幅に追加されます。賞与・退職手当・住宅手当・無事故手当・夏季冬季休暇・福利厚生施設の利用など、従来判断が分かれやすかった項目について、目的や支給基準を踏まえた考え方が整理されます。賞与や退職手当は「労務の後払い」「功労報償」など複数の目的を持つため、職務内容や責任の程度に応じた差でなければ不合理と判断される可能性が高い。住宅手当については「転居を伴う配置変更の有無」を基準とする場合、同様の配置転換があり得る非正規労働者には同一支給が求められます。夏季冬季休暇についても正社員と同一付与が必要とされ、福利厚生面での均衡確保が強く求められます。

雇用管理指針の改正では、待遇差の説明方法として「資料を活用した口頭説明」または「説明事項を記載した資料の交付」が望ましいとされます。資料を交付できない場合でも、後日閲覧できるよう配慮することが求められ、企業は説明内容の文書化と記録管理を徹底する必要があります。説明の質が問われる時代に移行するため、企業は説明資料の整備や担当者教育にも取り組む必要があります。

さらに、定年後再雇用者の取扱いも明確化されます。職務内容・責任が定年前と同一であれば、賃金・手当・休暇等の差について合理的理由の説明が厳格に求められ、単に「高齢者だから」という理由は不合理とされる可能性が高い。職務が軽減されている場合は、その内容と処遇差の関係を説明できるよう整理が必要です。福利厚生や休暇制度も正社員と同様の利用が求められ、再雇用者のみを一律除外する運用は見直しが必要となります。再雇用制度の設計そのものを見直す企業も増えると考えられます。

また、所定労働時間が正社員と同一で無期雇用の労働者（フルタイム無期雇用者）についても、均衡待遇の判断が厳格化されます。労働時間が同一である以上、手当・休暇・福利厚生の差は原則認められにくく、無期雇用であるため「有期であること」を理由とした差も説明困難となります。職務内容や配置変更範囲が正社員と同等であれば、主要な処遇項目での差は不合理と判断される可能性が高い。企業は、正社員との職務差を明確に定義し、制度上の整合性を確保することが求められます。

今回の改正は、企業に対し、待遇差の目的整理、職務内容・責任範囲の再評価、通知書・規程の改訂、説明資料の整備など、制度全体の総点検を早期に進めることを求めるものです。非正規労働者の処遇改善が社会的に求められる中、企業は自社の制度を客観的に見直し、説明可能性を高めることが不可欠です。改正内容を踏まえた早期の対応が、トラブル防止と企業の信頼性向上につながります。

上嶋社会保険労務士事務所
〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5
TEL.0263-88-6927　FAX.0263-88-6928

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉒〕

6月より導入された長野県宿泊税について

Q. ６月より導入された長野県宿泊税はどのような内容でしょうか。

A. 長野県が目指す世界水準の山岳高原観光地の実現に向け、観光資源の充実、旅行者の受入環境整備その他の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税が導入されました。

１．目的

旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため

２．納税義務者

長野県に所在する以下の施設に宿泊する者

・旅館業法に規定する旅館
・ホテル、簡易宿所
・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）

３．特別徴収義務者

宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者

４．税額

定額制300円

＊制度開始３年間（令和８年６月１日～令和11年５月31日）は200円

＊独自に宿泊税を課税する以下の市町村においては税額が異なる場合があります

松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村

※詳しくは､長野県ホームページ「長野県宿泊税」及び上記各市町村「宿泊税」のサイトをご参照ください。

５．免税点

6,000円未満の宿泊料金（素泊まり･税抜き）の場合、徴収しない

６．課税免除

・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合
・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合
・地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクールが主催する行事として宿泊する場合
・中学校等の部活動の地域展開により実施される活動として宿泊する場合

＊いずれも、学校・施設・団体の長が証明するものに限る

７．徴収の方法

特別徴収義務者は、宿泊者から税を受け取り、原則として、毎月、県に申告納入

＊申告納入を月１回から３か月に１回とする特例の設定があります

８．制度見直し期間

導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討

９．施行期日

令和８年（2026年）６月１日

詳しい内容については、長野県ホームページ「長野県宿泊税」をご参照ください。

（税制委員会：
忠地祐一、草間俊文、小池尚彦　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

県連第14回通常総会　開催報告



６月15日、長野県法人会連合会第 14 回通常総会が開催(会場：ホテルメトロポリタン長野)され、提出された報告事項、審議事項が無事に承認されました。総会に先立ち特別講演会(講師：伊藤拓宗氏[㈲いろは堂代表取締役])が行われるとともに、総会では本年度の全法連功労者表彰の伝達、県連会員増強表彰等が行われました。受賞された皆様、誠におめでとうございました。

【全法連功労者表彰】

常任理事	島　宏幸　氏 (鍋林㈱)
理事・東部部会長	新井　巻好　氏 (㈱栄建)
理事・組織副委員長	大月　清光　氏 (サンニクス㈱)

【会員増強表彰(部会・役員)】

波田部会

社会貢献活動

献血活動へのご協力のお願い

本年度の献血活動の概要につきましては下記の通りでございます。より詳しいご案内は当号付録にてご確認いただき、是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。



【令和８年献血活動】

○開催日　８月４日㈫

○時　間　受付時間　13：30 ～ 16：00

○会　場　イオン南松本店（東口入り口）

・全血献血（400ml）のみ行います。

・ご協力いただける方は事前の人数把握のため事務局までご連絡をお願いいたします。

（☎ 0263-35-8080）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

第23回 会員親睦ゴルフ大会開催

６月20日㈯塩嶺ＣＣにおいて第23回会員親睦ゴルフ大会が開催され、20組79名が豊かな自然の中でゴルフを通じて親睦を深めました。

競技については団体戦と個人戦を実施。団体戦では塩尻部会Ｄチーム（笠原建之氏、清水保宏氏、伊藤修氏、奥原裕幸氏）、レディス部門では奥原しげ子氏、個人戦では上條一哉氏がそれぞれ優勝しました。



渡辺厚生副委員長 (右から２人目) から団体戦優勝トロフィーを受取る塩尻部会Ｄチームの皆さん。

７月の予定

２日税制委員会グループ会議　３日女性部幹事会
５日役員合同研修旅行（６日まで）　７日租税教室（開智小学校）　９日正副会長会、７月役員会　10日租税教室（今井小学校）　13日租税教室（並柳小学校）　16日租税教室（豊科北小学校）　17日研修委員会　22日組織委員会　29日決算説明会　31日青年部親睦例会

決　算　説　明　会

（法人税・消費税／６月決算法人対象）

７月29日㈬　午後２時より
松本市駅前会館「大会議室」

旧松本市内の会員の皆様へ
会費口座振替のお礼

旧松本市内の会員企業で会費の口座振替をご利用の皆様には、６月12日㈮にご指定の口座から引落をさせていただきました。厚くお礼申しあげますとともに、領収書が必要な場合は事務局（35-8080）までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

地区トピックス　『塩尻市北部交流センター【えんてらす】』（塩尻市）



JR 広丘駅西口より徒歩３分の好立地にある塩尻市北部交流センター【えんてらす】。市の北部地域の支所、公民館、図書館、子育て支援センターの各機能を備える複合施設です。

市の支所として各種手続きや交付が出来るのはもちろん、貸会議室や調理室、学習スペース等もあり、幅広い世代の方々が集う地域のコミュニティを育む拠点として活用されています。

（廣田伸一編集委員）

川柳コーナー

株価とは
　連動しない
　　我が財布

火を点けて
　自ら消して
　　自画自賛

家庭科で
　覚えた味の
　　おすそ分け

新米

あとがき

私事ですが、今年５月中旬に自宅の階段から滑り落ち、大けがをしてしまいました。事故当日（日曜日）は、病院も休業日でしたので、翌日まで自宅で過ごしました。

翌日、整形外科へ行き、背骨骨折と診断され、「人生終わった。もう、大好きなゴルフは出来ないのか。」と絶望感しか無かったです。しかし、50歳代という若さ・体力・気力のおかげか、事故から１ヶ月経ち、痛みはありますが、日常生活が普通にできるようになりはじめた６月下旬に虫垂炎になってしまいました…。

介護・看病される身となり、気づいたことがたくさんあります。まず、一人で生きていくことはとても大変だということです。今まで、家族・友人・仲間にいつも応援・支援されていたと改めて気づかされました。同時に、これからもまわりの人たちに感謝し、応援・支援していきたいと思いました。相手の立場になって、人と関わってみると、良好的な関係性が構築できると思います。私は、「リーダーシップ」は得意ですが、「パートナーシップ」は苦手です。今回、とても痛い思いをしましたが、「パートナーシップ」の成長課題に取り組んでいく良い機会となりました。「災い転じて福となす。」になれば良いですね。

（廣田）

（本号編集委員：廣田伸一　菅野和光）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社